

# 13. 鹿嶋市図書館協議会規則

平成7年9月1日  
教委規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿嶋市立図書館設置及び管理に関する条例（平成7年条例第21号）第6条の規定により設置された鹿嶋市図書館協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、鹿嶋市立中央図書館長（以下「館長」という。）の諮問に応じ、図書館の運営に関し必要な調査及び審議を行い、図書館奉仕について館長に対して意見を述べるものとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 協議会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、鹿嶋市立中央図書館において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この規則は、平成7年9月1日から施行する。